R5 鹿児島市立福平小学校における「学校いじめ防止基本方針」

平成２６年４月策定
平成３１年３月一部改正
令和　２年３月一部改正

本方針は，いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）第十三条により，福平小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう，いじめ防止等を目的に策定した。

１　いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して，当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって，当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお，起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には，犯罪行為として取り扱われるべきと認められ，早期に警察に相談することが重要なものや，児童生徒の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるような，直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては，教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで，早期に警察に相談・通報の上，警察と連携した対応を取ることが必要である。

２　いじめ防止に向けての基本姿勢

（1）　児童，保護者，地域の実態

本校児童は概ね素直で明るく，元気にあいさつができ，ボランティア活動等に勤しんでいる。さらに，児童会の「あいさつ」を始めとする活動や異年齢集団による活動等を通して，他を思いやる心を育ててきた。また，保護者も本校の卒業生が多く，学校に対する愛着や関心も大きい。さらに，校区の青少年育成団体やスポーツ少年団活動等にも積極的に携わろうとする動きもあり，地域社会とのつながりは深い。

（2）　基本姿勢

策定にあたりいじめの兆候や発生を見逃さず，学校が迅速かつ組織的に対応するために，いじめに対する認識を全教職員で共有する。また，いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ，すべての児童を対象に，いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。

３　いじめ対策のための校内組織の設置

（1）　心の教育推進委員会

①　構成員

校長，教頭，生徒指導主任，養護教諭，学年主任，教育相談係，研修係

②　活動

- いじめ等を含めた問題行動，アンケート調査並びに教育相談に関する情報交換を行い対応等について話し合う。（内容については全職員で共通理解し共通実践していく。）
- いじめ問題を含めた生徒指導に関する校内研修を実施する。

③　開催

- 毎月１回，職員会議の前の週に開催，いじめ発生時は緊急開催

（2）　いじめ対策委員会

①　構成員

校長，教頭，学校評議委員，民生委員，生徒指導主任，養護教諭，臨床心理相談員，ソーシャルスキルワーカー，学校医，警察官 OB 等

②　活動

- アンケート調査並びに教育相談に関する情報交換を行い対応等について話し合う。
- いじめ防止に関する啓発活動の在り方について話し合う。

③　開催

・　毎月１回の「心に届く生徒指導委員会（連絡会）」を開催，いじめ発生時は緊急開催

１学期		２学期		３学期	
期日	活　　動	期日	活　　動	期日	活　　動
４月 ５月 ７月	・組織発足・顔合わせ 委員会活動方針確認 いじめ防止基本方針の確認 ・学校楽しぃーと・いじめアンケート実施 ・１学期の情報確認，情報共有 夏季休業中の連絡体制確認 １学期の委員会活動の点検 ・評価及びいじめ防止基本方針の検討 ２学期の活動方針検討	９月 12月	・夏季休業中の情報確認 ・２学期の状況確認，情報共有 ・学校楽しぃーと・いじめアンケート実施 冬季休業中の連絡体制確認 ２学期の委員会活動の点検・評価及びいじめ防止基本方針の検討 ・３学期の活動方針検討	１月 ２月	・学校楽しぃーと・いじめアンケート実施 年間活動の評価 次年度のいじめ防止基本方針及び委員会活動方針検討，確定

（3）　連携する機関

機関名	連絡先	機関名	連絡先
鹿児島市教育相談室	２２６－１３４５	子ども・家庭１１０番	２７５－４１５２
青少年育成センター	２２４－２０００	県警少年サポートセンター	２５２－７８６７
鹿児島市こども福祉課	２１６－１２６２	谷山中央交番	２６８－５７７３
谷山福祉部福祉課	２６９－８４７３	鹿児島南警察署	２６９－０１１０

４　いじめの未然防止，早期発見，早期対応等に関する取組

（1）　学校全体としての取組

①　いじめの未然防止

学校の基本的な考え	
○　いじめはどの子にも起こりうる，どの子も被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ，児童をいじめに向かわせないための未然防止に全教職員で取り組む。 ○　自己理解を深める道徳の時間や友だちのよさを伝え合う特別活動等から，好ましい人間関係の構築させ自己肯定感を育てる。 ○　児童同士，児童と教職員との信頼関係を築く。 ○　規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるような授業づくりに努める。 ○　児童が互いに認め合える人間関係・学校風土を学習等で作ることができるようにする。 ○　日常的に児童の様子を把握したり，定期的なアンケートや欠席日数等で検証したりし，ＰＤＣＡサイクルに基づく取り組みを継続する。	
児童へ直接かかわる取組内容	保護者との連携や依頼内容
○　４月第３週，９月第２週の「いじめ問題を考える週間」でのいじめに関する教材での授業の実施。 ○　「いじめ防止啓発強調月間「ニコニコ月間」でのいじめに関する全校講話。 ○　道徳教育の充実（人権教育，情報モラル）。 ○　正しい判断力の育成（道徳・特活）。 ○　奉仕的体験活動への積極的取組。 ○　職員会議や生徒指導連絡会での取組への意見交換。	○　自他の物を区別し，大切に扱う心の育成 ○　携帯電話，インターネット，ゲーム等の約束作り ○　生活の様々な機会を通し善悪の判断を育成 ○　地域での様々な体験への参加

② いじめの早期発見

学校の基本的な考え	
○ いじめは，周囲の大人の目のつきにくいところで行われたり，遊びやふざけあいを装って行われたりするなど気づきにくい形で行われることを共通理解する。 ○ 「いじめではないか」という言動について，些細な兆候も見逃さず，疑いを持ち，隠したり軽視したりすることなく複数教職員で関わり，全教職員で認知する。 ○ 集団のいじめについては，直接見えにくいため日常の児童の動きを細かく観察し，全教職員で連携して取り組む。	
児童へ直接かかわる取組内容	保護者との連携や依頼内容
○ 集団から離れて一人でいる児童への声かけ（全職員） ○ 個別面談や生活アンケートによる情報収集（教育相談係） ○ 文房具等の持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追究（担任，生徒指導主任） ○ 校内研修での「いじめ対策必携」の活用。	○ 日常的・積極的な子どもとの会話 ○ 服装の汚れや乱れ，ケガのチェック ○ 子どもの持ち物の紛失や増加に注意

③ いじめの早期対応

いじめ問題等への基本的な対応の流れ

いじめ情報の入手

（情報入手の留意点）
- 個人的な解釈で看過しない
- 職員からの協力
- いじめ問題への強い姿勢

- 誰が誰をいじめたか？
- いつどこで起こったか？
- どんな被害か？
- いつごろからか？

（情報収集の手段）
- アンケートの実施
- 子どもの会話，日記，連絡帳
- 保護者との連携
- 養護教諭との連携

いじめ対応チーム編成

担任 → 学年主任 → 生徒指導主任 → 校長・教頭 → いじめ防止対策委員会

- いじめられた児童を徹底して守る
- 見守る態勢を整備する
（登下校，放課後，清掃時間，休み時間）

教育委員会

対応方針の決定・役割分担

- 緊急度の確認（命に関わる可能性があるか）
- 詳細の調査の必要性
- 具体的な指導・援助の方針
- 事情聴取や指導の際に留意することの確認
- 保護者への対応
- 関係機関との連携の方向性

対応方針について（教頭） → 教育委員会

正確な実態把握・支援・指導・保護者との連携

（児童）	（保護者）
・いじめられた児童，いじめた児童，周囲にいる者から個別に聞き取りを行う。 ・いじめた児童への聞き取り・指導は，児童の人権に配慮して行う。 ・いじめの状況，いじめのきっかけ等をじっくり聞き，事実に基づく指導を行えるようにし，いじめられた児童の情報のみで，いじめた児童がいじめを行ったと決めつけた対応をしない。 ・事情聴取は，被害者，周囲にいる者，加害者の状況に応じて行う。 ・情報の食い違いはないか，複数の職員で確認しながら，聴取を進める。 ・いじめられた児童と同様に，いじめた児童についてもそのことが負い目になり，悩みなどが生じないよう事後指導で心のケアを行う。	・聴取が終えたら，保護者に直接説明する場を設ける。（管理職，生徒指導主任，学年主任，担任，該当児童，保護者）また，その後の経過等についても定期的に丁寧に報告する。 ・協力を求め，学校と連携方法を話し合う。

〔事態の状況確認，情報収集，情報整理〕
・担任，学年主任
〔児童の状況確認と支援・指導，児童・保護者・教職員の心のケア〕
・養護教諭，教育相談係
〔ＰＴＡ・警察などどの連携〕
・教頭，生徒指導主任

	児童へ直接かかわる取組内容	保護者との連携や依頼内容
暴力を伴ういじめ	○　本人や周囲からの聞き取りによる，身体的・精神的な被害の的確な把握，迅速な初期対応 ○　休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○　いじめの原因や背景の調査による根本的解決	○　子どもを守る強い姿勢を見せることと，子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○　問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
	○　事実を確認し，「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○　いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○　関係機関（警察，児童相談所等）との連携	○　いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○　事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこ　と ○　被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）
暴力を伴わないいじめ	○　本人や周囲からの聞き取りによる，精神的な被害の的確な把握，迅速な初期対応 ○　休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○　いじめの原因や背景の調査による根本的解決	○　子どもを守る強い姿勢を見せることと，子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○　問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
	○　事実を確認し，「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○　いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○　関係機関（教育相談，カウンセラー等）との連　携	○　いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○　事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○　被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）
行為がわかりにくいいじめ	○　苦しい気持ちへの共感と，「いじめから全力で守る」ことの約束 ○　本人や周囲からの聞き取りによる，つらさの的確な把握，迅速な初期対応 ○　いじめの原因や背景の調査による根本的解決	○　子どもを守る強い姿勢を見せることと，子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○　問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
	○　事実を確認し，「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○　いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○　関係機関（カウンセラー等）との連携	○　いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○　事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと

直接関係がない児童	○　傍観することがいじめに加担することと同じであること，いじめられた児童の苦しさの理解 ○　言いなりにならず，自分の意志で行動することの大切さの指導	○　いじめに気付いた場合，傍観者とならず学校や保護者へ通告できるように指導 ○　どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志を育成
	心のケア	○　いじめられた児童及びその保護者はもちろんのこと，調査そのものが調査対象の児童や保護者に心的負担を与えることも考慮し，調査の実施と平行して臨床相談員を配置する。
報道取材等の対応	○　常に窓口を一本化し，プライバシーへの配慮を十分に行い，事実に基づいた，正確で一貫した情報を提供する。	

（2）　家庭や地域との連携

各家庭（ＰＴＡ）での取組	○　子どもに関心をもち，寂しさやストレスに気付くことのできるような啓発（ＰＴＡ教育講演会の実施等） ○　子どものがんばりをしっかり認めて褒めること，いけない時にははっきりと叱ることの実践・啓発 ○　父親の子育てへの積極的参加を啓発
地域での取組	○　子どもたちへの積極的なあいさつと声かけの依頼 ○　広場や近所等で困っている子どもへの積極的な声かけと学校（保護者）への連絡

５　教育委員会や関係機関等との連携

（1）　いじめにより児童の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや，相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は，速やかに教育委員会に報告し，その後の調査の仕方などの対応を相談する。これは，児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。

（2）　いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは，所轄警察署と連携して対処する。また児童の生命，身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し，適切に援助を求める。

６　保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は，保護者に事実関係を伝え，いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や，いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また，事実確認により判明した，いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

７　懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは，学校教育法第１１条の規定に基づき，いじめを受けた児童の保護を第一に，いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがある。その際は教育的配慮に留意し，児童が自らの行為を理解し，健全な人間関係を育むことができるように促していく。

８　重大事態への緊急対応

（1）　重大事態の意味

○　生命，心身又は財産に重大な被害が生じた場合（法第２８条第１項第１号に係る事態）

・児童生徒が自殺を企図した場合　　・身体に重大な障害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合　　・精神症の疾患を発症した場合

（2） 重大事態の緊急対応

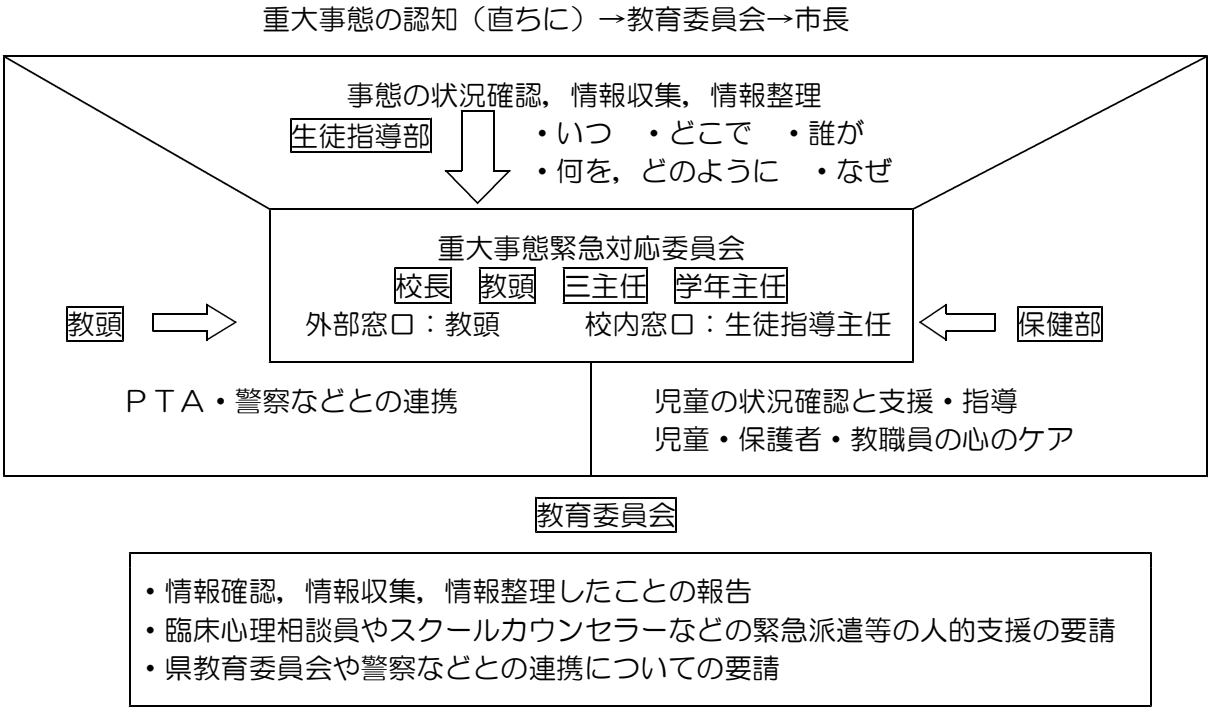

・情報確認，情報収集，情報整理したことの報告
・臨床心理相談員やスクールカウンセラーなどの緊急派遣等の人的支援の要請
・県教育委員会や警察などとの連携についての要請

９　学校評価の実施
いじめ問題への取組等について自己評価を行い学校関係者評価と合わせその結果を公表する。

10　いじめの解消の判断
「いじめの解消」の判断については、原則的に３カ月間を目安に加害行為がやみ、被害者本人や保護者との面談で心身の苦痛を感じていないと確認された状態と定義されている。